

写

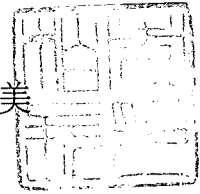
文部科学大臣 永岡桂子様

高等学校における部活動の在り方に係る要望

令和4年9月5日

柏市

市長 太田和美



部活動は学習指導要領で教育活動の一環として位置付けられており、運動部活動についてはスポーツ庁から、文化部活動については文化庁からそれぞれの在り方に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が発出されています。

ガイドラインは義務教育である中学校段階の部活動を主な対象としており、高等学校段階の部活動についても原則適用することとされています。

しかしながら、国公立すべての学校に原則適用することとされているものの、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意するよう示されていることから、地域差や学校差が生じやすい制度となっています。

加えて、現行ガイドラインにおいては、発達段階の異なる中学校と高等学校が同じ基準を用いており、実態に即していないことから、全国的にガイドラインの形骸化を招くことが懸念されます。

ガイドラインは指標や方向性を示すものであって、各学校における具体の取り決め（ルール）までを想定したものではないとしても、具体的な数字を示している以上、実態と乖離したガイドラインの存在は、もはや指標としての適切さを欠いており、その役割を果たすことはできません。

国においては、高等学校の生徒の発達段階や活動状況の実態を十分に認識のうえ、速やかに高等学校における部活動に係る問題に対処していただ

きたく、下記の事項について強く要望いたします。

#### 記

- 1 高等学校の生徒の発達段階や活動状況の実態に即したガイドラインに見直しを図ること。
- 2 高等学校を主な対象としたガイドラインを令和4年度中に発出すること。